

大阪府警関西空港署巡查部長による被疑者暴行事件についての会長談話

再び密室での暴力による自白強要が明らかとなった。

5月26日來の新聞各紙報道によれば、大阪府警関西空港署の男性巡查部長が、今月、覚せい剤取締法違反容疑で逮捕したウガンダ国籍の男性被疑者の取調べ中、みぞおちを1回殴る、右耳を引っ張る、すねを数回蹴るなどの暴行を加えたとして、大阪府警が特別公務員暴行陵虐容疑で巡查部長の取調べを始めたとのことである。これは、本会会員である被疑者の弁護人らが、被疑者からの被害申告を受け、大阪府警に対し苦情申し出を行ったことから発覚した。なお、被疑者に対する暴行が加えられた取調べ時には、通訳人や他の警察官も同席していたとのことであり、同人らも弁護人らによる苦情申し出どおりの暴行があったことを供述しているとのことである。また、弁護人らの苦情申し出によれば、巡查部長による被疑者に対する行為は、単に暴行に留まらず、被疑者に対して「お前には人権がない」などと述べた暴言や、弁護人による接見の申し出に対し、被疑者に「弁護人が来ているが、読み聞けが終わるまではダメだ」などと申し述べた接見妨害など、多岐に亘っているとのことである。

このような巡查部長の一連の行動は、決して許されないものであり、誠に遺憾である。特に、大阪府警では、東警察署警部補が、任意の事情聴取中、被疑者に対して暴言を浴びせたとして脅迫罪で起訴された件があったばかりである。この事件で警部補に対して罰金30万円の有罪判決が言い渡されたのは、本年4月28日であるが、一方本暴行事件は、弁護人らの苦情申し出によれば、同年5月3日の取調べから断続的に続いてきたとされている。すなわち、東警察署の事件の判決から、僅か5日後に再びこのような取調べにおける暴行がなされたのである。本事件に関し、大阪府警監査室長は、「組織を挙げて、取調べの適正化に向けて取り組んでいた最中で、極めて遺憾。厳正に対処することはもとより、さらに踏み込んだ指導を実施したい」とのコメントを発表している。しかし、この間の経緯を見れば、どのような指導であれ、密室取調べにおける暴行・脅迫行為の発生を抑止することは困難で、もはや大阪府警に自浄能力はないと断じざるを得ない。

本暴行事件で、弁護人らは、取調べの可視化を申し入れていたとのことである。取調べ全過程の録画・録音（取調べの可視化）以外に、このような違法行為を防止・抑制する途はない。このことが、本暴行事件により改めて明らかとなった。

以上のことから、当会は、本件を契機に、改めて、このような違法な取調べを防止し、えん罪を根絶するために、大阪府警、警察庁及び検察庁に対し、速やかに、すべての刑事事件で、取調べの可視化を開始するように強く求めるとともに、警察の組織全体の体質の問題として、本件に関し徹底した原因解明及び再発防止策を行うことを求める。

2011年（平成23年）5月27日

大阪弁護士会

会長 中本和洋